

作成日 2023/10/27

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	フローンメタルプライマーEPOⅡ 硬化剤
製品コード	2530301
整理番号	HNT0034023-1
供給者の会社名称	東日本塗料株式会社
住所	124-0006 東京都葛飾区堀切3丁目25番18号
担当部門	品質保証部
電話番号	0480-65-5880
FAX番号	0480-65-5798
緊急連絡電話番号	0480-65-5880
推奨用途	塗料

2. 危険有害性の要約
化学品のGHS分類

物理化学的危険性	引火性液体 区分3
健康有害性	皮膚腐食性／刺激性 区分2 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 区分1 発がん性 区分2 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(麻酔作用 気道刺激性) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(呼吸器 中枢神経系)
環境有害性	水生環境有害性 短期(急性) 区分3 水生環境有害性 長期(慢性) 区分3 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しない(分類対象外)か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示

注意喚起語
危険有害性情報

危険
H226 引火性液体及び蒸気
有機溶剤中毒を起こす恐れがある。
H315 皮膚刺激
H318 重篤な眼の損傷
H335 呼吸器への刺激のおそれ
H336 眠気又はめまいのおそれ
H351 発がんのおそれの疑い
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器、中枢神経系の障害
水生生物に有害
H412 長期継続的影響によって水生生物に有害

注意書き
安全対策

使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)
熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)
容器を密閉しておくこと。(P233)
容器を接地しアースをとること。(P240)

	防爆型の電気機器／換気装置／照明機器を使用すること。(P241) 火花を発生させない工具を使用すること。(P242) 静電気放電に対する措置を講ずること。(P243) ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。(P260) ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。(P261) 取扱い後はよく手を洗うこと。(P264) この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270) 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。(P271) 環境への放出を避けること。(P273) 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280)
応急措置	皮膚に付着した場合: 多量の水と石鹼で洗うこと。(P302+P352) 皮膚又は髪に付着した場合: 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353) 吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340) 眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338) ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師の診察／手当てを受けること。(P308+P313) 直ちに医師に連絡すること。(P310) 気分が悪いときは医師に連絡すること。(P312) 気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314) 特別な処置が必要である。(P321) 皮膚刺激が生じた場合: 医師の診察／手当てを受けること。(P332+P313) 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。(P362+P364) 火災の場合: 消火するために適切な消火剤を使用すること。(P370+P378)
保管	換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233) 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。(P403+P235)
廃棄	施錠して保管すること。(P405) 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報 化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
クメン	0.1～1.0%	—	—	既存	98-82-8
トリメチルベンゼン	20%	—	—	既存	25551-13-7
ブタノール	1.0～10%	—	—	既存	78-83-1
メチルイソブチルケトン	0.1～1.0%	—	—	既存	108-10-1
石油ナフサ	10～20%	—	—	既存	64742-95-6
2,4,6-トリス(ジメチルアミノメチル)フェノール	1.0～10%	—	—	—	90-72-2
テトラエチレンペンタミン	0.1～1.0%	—	—	—	112-57-2

4. 応急措置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。
気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

皮膚に付着した場合

直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。
多量の水と石鹼で洗うこと。
水と石鹼で洗うこと。
皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。

眼に入った場合

水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
直ちに医師に連絡すること。

飲み込んだ場合

医師の診断、手当てを受けること。
医師の診断、手当てを受けること。
口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
嘔吐物は飲み込ませないこと。

応急措置をする者の保護に必要な注意事項

・適切な保護具(保護メガネ、防護マスク、手袋等)を着用する。

5. 火災時の措置

適切な消火剤

泡、粉末、炭酸ガス
水(棒状水、高圧水)

使ってはならない消火剤

特有の消火方法

付近の着火源を断ち、保護具を着用して消火する。
消火活動は風上より行う。
高温にさらされる密閉容器は水をかけて冷却する。
火災の種類に応じて適切な消火剤を用いる。
消火作業の際は、空気呼吸器を含め防護服(耐熱性)を着用する。

消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

危険な現場を分離して無関係者及び保護具未着用者の出入りを禁止する。

付近の着火源を取り除き、消火機材を準備する。
作業者は適切な保護具(『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。

環境に対する注意事項

封じ込め及び浄化の方法及び機材

河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。
 付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処置すること。
 漏出物は、密閉できる容器に回収し、安全な場所に移す。
 衝撃、静電気に備えて火花が発生しないような材質の用具を用いて回収する。
 乾燥した土、砂あるいは不燃性物質で吸収し、あるいは覆って容器に移す。
 大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。

7. 取扱い及び保管上の注意
取扱い

技術的対策

安全取扱注意事項

『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。
 取扱い後はよく手を洗うこと。
 空気中の濃度をばく露限度以下に保つために排気用の換気を行うこと。
 換気の良い場所で取り扱うこと。
 眼、皮膚との接触を避けること。
 高温、直射日光を避ける。
 容器を密閉しておくこと。
 工具は火花防止型のものを使用する。
 作業中は、帯電防止型の作業服、靴を使用する。
 。
 静電気対策の為、装置などは設置し、電気機器類は防爆型(安全増型)を使用する。
 有機側第2種有機溶剤は5%超を含有するものは、密閉設備か局排設備が義務付けられている。
 『10. 安定性及び反応性』を参照。
 熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。禁煙。
 容器は直射日光や火気を避けること。
 容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。
 。
 施錠して保管すること。

保管

接触回避
安全な保管条件8. ばく露防止及び保護措置
設備対策

保護具

呼吸用保護具

手の保護具

眼、顔面の保護具
皮膚及び身体の保護具

特別な注意事項

防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。
 適切な換気のある場所で取扱う。
 取扱いの場所近くには、高温、発火源、となるものが置かれられないような設備とすること。
 腐食物質に、作業者が直接触れたり、暴露したりしないような配慮をすること。
 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
 有機ガス用防毒マスク
 密閉された場所では送気マスクを着用する。
 有機溶剤または化学薬品が浸透しない材料の手袋を着用する。
 眼の保護具を着用すること。
 取扱う場合には、皮膚を直接曝させないような衣類をつけること。
 静電塗装作業を行う場合には、通電靴を着用する。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態
形状
色
臭い
融点／凝固点
沸点又は初留点及び沸
点範囲
可燃性
爆発下限界及び爆発上
限界／可燃限界
引火点
自然発火点
分解温度
pH
動粘性率
溶解度
n-オクタノール／水分
配係数
蒸気圧
密度及び／又は相対密
度
相対ガス密度
粒子特性

液体
液体
淡黄色透明
溶剤臭
データなし
データなし

データなし
データなし

42℃（セタ密閉式）
280℃
データなし
データなし
データなし
データなし
データなし

データなし
0.92

データなし
データなし

10. 安定性及び反応性

反応性
化学的安定性
危険有害反応可能性

避けるべき条件
混触危険物質
危険有害な分解生成物

情報なし
情報なし
常温付近では危険な反応はしない。製品は安定
していると考えられる。
高温を避ける。
情報なし
一酸化炭素などの有害性ガスが発生する場合
がある。

11. 有害性情報

急性毒性
皮膚腐食性／刺激性

眼に対する重篤な損傷
性／眼刺激性

呼吸器感作性
皮膚感作性
生殖細胞変異原性
発がん性
生殖毒性
特定標的臓器毒性(単
回ばく露)

特定標的臓器毒性(反
復ばく露)

誤えん有害性

データなし
トリメチルベンゼン(混合物)区分2
イソブタノール区分2
加成方式が適用できる成分からの判定:

眼区分1の成分合計が10.50%であり、濃度限界
(3%)以上のため、区分1に該当。
データなし
データなし
データなし
メチルイソブチルケトン区分2
データなし
区分3(麻酔作用)の成分合計が26% $\geq$ 20%のため
、区分3(麻酔作用)に該当。
区分3(気道刺激性)の成分合計が26% $\geq$ 20%のた
め、区分3(気道刺激性)に該当。
トリメチルベンゼンが20% $\geq$ 10%のため、区分1
(呼吸器)に該当。
トリメチルベンゼンが20% $\geq$ 10%のため、区分1
(中枢神経系)に該当。
データなし

12. 環境影響情報

水生環境有害性 短期(急性)
 水生環境有害性 長期(慢性)
 生態毒性
 残留性・分解性
 生体蓄積性
 土壌中の移動性
 オゾン層への有害性

水生生物に有害

長期継続的影響によって水生生物に有害

データなし

データなし

データなし

データなし

モントリオール議定書の付属書に列記された物質を含まない。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃塗料、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理する。容器、機械装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へ、そのまま流さないこと。排水処理、焼却等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法規に従って処理を行うか、委託すること。

廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。

都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。

廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。特別管理産業廃棄物のため、廃棄においては特に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の特別管理産業廃棄物処理基準に従うこと。

本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。

汚染容器及び包装

容器は洗浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報

UN No.

Proper Shipping

Class

Packing Group

Marine Pollutant

Liquid Substance

Transported in Bulk

According to

MARPOL 73/78,

Annex II, the IBC

Code

航空規制情報

UN No.

IMOの規定に従う。

1263

PAINT

3

III

Not applicable

Not applicable

ICAO/IATAの規定に従う。

1263

国内規制	Proper Shipping Class	PAINT 3
	Packing Group	III
緊急時応急措置指針番号	取扱い及び保管上の注意の項の一般的注意に従う。	
	陸上輸送 消防法、労働安全衛生法、毒劇法に該当する場合は、法令の輸送について定めるところに従う。	
	海上輸送 船舶安全法に定めるところに従う。	
	航空輸送 航空法に定めるところに従う。	
	該当しない	
	船舶安全法の規定に従う。	
	陸上規制	1263
	海上規制情報	塗料
	国連番号	3
	品名	III
	国連分類	非該当
	容器等級	非該当
	海洋汚染物質	
	MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質	
15. 適用法令 労働安全衛生法	航空規制情報	航空法の規定に従う。
	国連番号	1263
	品名	塗料
	国連分類	3
	等級	III
毒物及び劇物取締法 化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法)	128	
	第3種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第5号)	
	作業環境評価基準(法第65条の2第1項)	
	名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)	
	危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)	
化審法 水質汚濁防止法	名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)	
	・クメン(法令指定番号:138) (0.5%)	
	・トリメチルベンゼン(法令指定番号:404) (20%)	
	・ブタノール(法令指定番号:477) (5%)	
	・メチルイソブチルケトン(法令指定番号:569) (0.5%)	
消防法	・石油ナフサ(法令指定番号:330) (15%)	
	特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第1項)	
	非該当	
消防法	第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)	
	・トリメチルベンゼン(管理番号:691) (20%)	
	優先評価化学物質(法第2条第5項)	
消防法	指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)	
	第4類 第二石油類(非水溶性)	

悪臭防止法	特定悪臭物質(施行令第1条)
大気汚染防止法	揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)
海洋汚染防止法	油性混合物(施行規則第2条の2)
	危険物(施行令別表第1の4)
	有害液体物質(X類物質)(施行令別表第1)
	有害液体物質(X類物質)・油性混合物(施行令別表第1第1号イ(81))
	有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)
	有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)
	有害液体物質(X類同等の物質)(環境省告示第148号第1号)
外国為替及び外国貿易法	輸出貿易管理令別表第1の16の項
船舶安全法	引火性液体類(危規則第3条危険物告示別表第1)
航空法	引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1)
港則法	その他の危険物・引火性液体類(法第20条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)
道路法	車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)
特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法)	特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号)
下水道法	水質基準物質(法第12条の2第2項、施行令第9条の4)
労働基準法	疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)

16. その他の情報

連絡先	本書の内容は、法規改正、新しい知見や情報入手、試験等により訂正されることがあります。
参考文献	全ての化学製品には、未知の危険性や有害性が有り得るため、取扱いには細心の注意が必要です。
	本書には通常の危険性や有害性について記載してありますが、記載内容以外の危険性や有害性が存在しないことは保証出来ません。
	記載事項は通常の取扱いを対象としたものであり、特殊な取扱いをする場合には、新たに用途、用法に適した安全策をご実施の上、取扱い願います。
	東日本塗料株式会社
	溶剤便覧
	製品評価技術基盤機構(NITE)
	メーカーSDS
	日本工業標準調査会「JISZ7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」
	日本工業標準調査会「JISZ7252 GHSに基づく化学品の分類方法」
	日本塗料工業会編集「容器イエローカード(ラベル方式)塗料マニュアル 改訂版」
	日本ケミカルデータベース製物質データベース

その他

[注 意] 危険性・有害性の評価は必ずしも十分ではありませんので、取扱には十分注意して下さい。

この製品の製品安全データシートの記載内容のうち含有量、物理化学的性質などの値は、保証値ではありません。

記載内容は現時点で入手できる資料、情報に基づいて作成しておりますが、すべての化学品には未知の有害性があり得る為、取扱いに当たっては細心の注意が必要です。

注意事項は通常の取り扱いを対象としたものである為、特殊な取扱いの場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上ご使用下さい。

又それらが実際の使用状況に相応しているか、環境保護の目的にそっているか、あるいは貴社の従業員の方々や貴社製品購入者の健康・安全を損なわないか等については、貴社の責任にてご判断願います。